

社会福祉施設を新築、増築等する場合は、

「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準を満たす必要があります！



※福岡市においては「福岡市福祉のまちづくり条例」が適用されます。

1. 「福岡県福祉のまちづくり条例」と目的

この条例は、高齢者や障害者等が他の人々と同じように生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念としています。（平成11年施行）

この理念に基づき、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児をつれた人等をはじめとするすべての県民が日常生活、社会活動をしていく上でのバリアとなるものを取り除き、社会、文化、経済等あらゆる分野の活動に自らの意思で参加できる、いきいきとした地域社会を築くことを目的としています。

2. 対象となる「新築、増築等」とは

社会福祉施設を新築・増築・改築する場合、又は社会福祉施設へ用途変更等する場合には、原則条例の対象となります。

（※ただし、建築基準法の確認申請を要しない場合は、対象外となります。）

3. 主な整備基準

※下記に示している整備基準は一例のため、詳細は福岡県建築指導課のHPに掲載しています。「福岡県福祉のまちづくり条例」で検索して下さい。

1 出入口

- 玄関出入口の幅 80cm以上
- 居室などの出入口 80cm以上

4 エレベーター

- 出入口の幅 80cm以上
 - 乗降ボタン 点字表示
- ※エレベーターは、設置要否の基準があります

2 廊下等

- 廊下幅 120cm以上
- 床面仕上げ 滑りにくい材料を使用

5 便所（福祉型便房）

- 出入口の幅 80cm以上
- 車いす使用者が開閉しやすい構造の扉

3 階段

- 階段幅 120cm以上
- 手すりの設置

6 敷地内通路

- 通路幅 120cm以上
- 視覚障害者の誘導（誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置）

裏面へつづきます



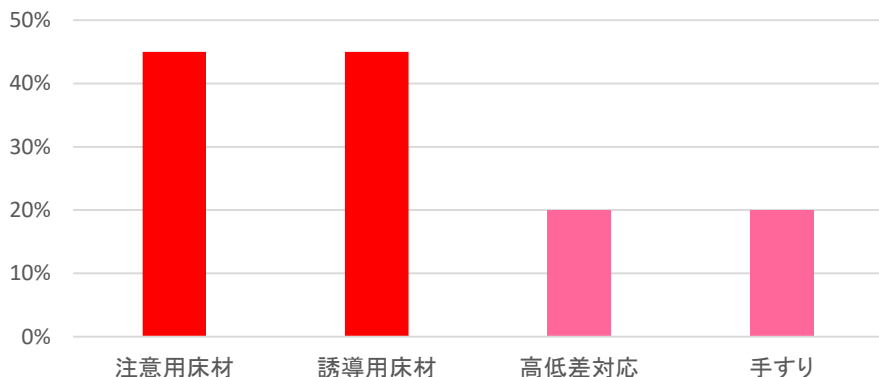
点字ブロック等を設置してください！

社会福祉施設において「整備基準」に不適合な部分は、敷地内通路における「注意喚起用床材」「誘導用床材」の未設置が約5割を占めています。「注意喚起用床材」「誘導用床材」は、目の不自由な方が安全に建物へたどり着くために非常に大切なものです。必ず設置しましょう。

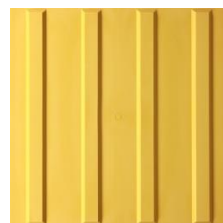
《注意喚起用床材（例）》



社会福祉施設における「整備基準」に不適合な部分の内訳
(平成29年度)



《誘導用床材（例）》



点字ブロック等の設置は代替措置で対応できます！

敷地内通路の視覚障害者用床材（注意喚起用床材、誘導用床材）は条例第15条第2項「整備基準と同等の他の措置」として、人的対応や設備の設置による措置が可能です。

（※視覚障害者用床材の敷設が利用者の利用上支障となる部分のみが対象です。したがって、支障とならない部分は、整備基準に適合させる必要があります。）

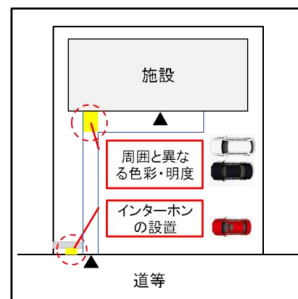
《インターホンの設置箇所（例）》

《人的対応による代替措置の内容》

1及び2に該当すること

1. 利用者の来所にあたって送迎を行う場合、または敷地入口にインターホンが設置された場合などの人的対応を行うこと
2. 注意喚起用床材を敷設すべき部分を、周囲の床材と色彩、明度等に差がある床材により仕上げる

※上記、代替措置は、「社会福祉施設」の場合のみの措置となります。



《お問い合わせ先》

福岡県建築都市部建築指導課企画係
電話 092-643-3720

※福岡市においては、「福岡市福祉のまちづくり条例」が適用されますので、福岡市へお問い合わせください。

《届出先》

北九州市建築都市局指導部建築指導課	電話	093-582-2531
大牟田市都市整備部建築住宅課	電話	0944-41-2787
久留米市都市建設部建築指導課	電話	0942-30-9089

その他市町村は管轄の県土整備事務所建築指導課となります。